

議案第10号

日野町監査委員条例の一部改正について

日野町監査委員条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町監査委員条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方自治法の改正により、引用する条項にずれに生じたためこれを改めるなど所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 自治法第 199 条第 4 項の規定による監査の時期を実態に合わせて変更する。(第 4 条の改正)
- (2) 条項ずれに伴う改正 (第 6 条の改正)
- (3) その他、文言の整理を行う。

3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

日野町監査委員条例の一部を改正する条例
日野町監査委員条例（平成20年日野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 日野町監査委員（以下「監査委員」という。）に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項及び第202条の規定に基づき、<u>法令に特別の定めがあるものを除く</u>ほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定期監査)</p> <p>第4条 法第199条第4項の規定による監査は、<u>毎会計年度9月から2月までの間</u>においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に行うことができる。</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 日野町監査委員（以下「監査委員」という。）に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項及び第202条の規定に基づき、<u>法及びこれに基づく政令に規定するものを除く</u>ほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定例監査)</p> <p>第4条 法第199条第4項の規定による監査は、<u>毎年6月から10月までの間</u>においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に行うことができる。</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは<u>法第243条の2第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。